

10月1日から

最低賃金が変わります

北海道は
889円

最低賃金改正を受け、下記の日程で集中相談を実施します。おかしいな！

と思ったらまず相談を！

☆相談日時 10月1日（金）～7日（木）
9：00～18：00
（3日のみメールでの対応）

☆電話番号 011-210-4195 or 210-1200

Email : spk-chiku-union@mse.biglobe.ne.jp

主催

札幌地区ユニオン
札幌パートユニオン

